

南島原市入札監視委員会

提言書

平成 31 年 3 月

1. はじめに

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」の趣旨を踏まえ、南島原市の第三者機関として平成 27 年 10 月に設置された。

入札・契約制度については、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な価格での入札、不正行為の排除の徹底といった観点のもと、新しい時代に向けてより良い入札等の制度改革が求められている。

南島原市においては、平成 27 年度から本格的な入札制度改革に取り組み、入札監視委員会の設立や制限付一般競争入札の本格的実施など、様々な改革を段階的に行ってきた。

本委員会はこれらの取り組みを注視し、委員会が抽出した案件に対する市からの報告を受け、入札契約手続きに関する事項について審議を行ってきた。

審議状況については、今期 2 年間で 5 回の委員会を開催し、建設工事等の審議対象入札案件 685 件のうち、25 件を個別に抽出し審議を行ったが、このたび第二期委員会の任期満了の節目を迎えるにあたって、審議過程においてどのような議論を行ってきたのかを、以下のとおりとりまとめた。

今後も、南島原市の入札・契約制度がさらに改善されることを期待して、ここに提言する。

2. 南島原市入札監視委員会委員名簿

[任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日]

(敬称略)

区 分	氏 名	役職等
法律分野	梅本 義信	委員長 弁護士
経済分野	中村 良治	委員 税理士
技術分野	本田 博徳	委員 元長崎県職員
行政分野	岩本 公明	委員 元長崎県職員

3. 審議状況

①平成 29 年度 第 1 回 (平成 29 年 6 月 27 日開催)

- ・抽出案件の審議 7 件
＜審議対象入札件数 (平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月) : 216 件＞
- ・質疑案件 4 件

②平成 29 年度 第 2 回 (平成 30 年 2 月 9 日開催)

- ・指名停止措置案件の報告 1 件
- ・抽出案件の審議 5 件
＜審議対象入札件数 (平成 29 年 4 月～9 月) : 184 件＞
- ・質疑案件 3 件

③平成 30 年度 第 1 回 (平成 30 年 8 月 27 日開催)

- ・抽出案件の審議 6 件
＜審議対象入札件数 (平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月) : 156 件＞
- ・質疑案件 3 件
- ・総合評価落札方式について

④平成 30 年度 第 2 回（平成 31 年 1 月 22 日開催）

- ・抽出案件の審議 7 件
　　＜審議対象入札件数（平成 30 年 4 月～9 月）：129 件＞
- ・質疑案件 3 件

⑤平成 30 年度 第 3 回（平成 31 年 3 月 22 日開催）

- ・提言内容について

4. 主な審議内容

（1）参加業者が少ない入札又は辞退・超過が多い入札案件について

- ・平成 29 年度 第 1 回 布津漁港農山漁村交付金工事外 2 件
- ・平成 29 年度 第 2 回 三軒屋西地区配水管布設替工事（下水）外 2 件
- ・平成 30 年度 第 1 回 原城跡崖面崩落防止工事（B-3 工区）外 2 件
- ・平成 30 年度 第 2 回 木之崎管渠工事（口 1056）外 1 件

入札参加者が少なかった入札又は辞退、超過が多かった入札について審議案件として抽出した。特殊な工事で入札参加が少なかったと推測される工事については、入札参加の条件設定や、入札時期、方式の選択について検討するように求めた。また、指名競争入札における辞退、超過が多かった入札については、現場状況に沿った設計となっているかの検証を行うことや、辞退に至った詳細な理由の聞き取りを行い、辞退、超過に対する対策を求めた。

（2）設計違算について

- ・平成 29 年度 第 2 回 質疑案件③

龍石浄水場水源さく井工事の設計違算の状況について説明を求めた。

平成 29 年 8 月 29 日執行の制限付一般競争入札（事後審査型）にて実施され、管財契約課で開札後、工事費内訳書の詳細について確認を行った。

その結果、参考図書に記載していた、動力燃料費の軽油量の数量に誤りがあったため、「取止め通知書」を送付し、発注担当の上水道課長から参加した業者全てに対し、「設計書を変更したうえで、再度、入札を公告する」旨を連絡、説明した。

再発防止対策として、設計・積算時に間違いやすい事例について注意喚起し、発注が少ない特殊工法等については特に精査し、システムへの入力方法などに紛らわしい箇所がある場合は、職員間及びシステム開発業者とともに再確認することを求めた。

(3) ランダム係数に係る落札結果状況について

- ・平成 30 年度 第 1 回 市道出水路木線道路改良工事（出水工区）
- ・平成 30 年度 第 2 回 市道野呂志線道路改良工事 外 3 件

審議対象案件の中で、落札者以外は全て失格となったものや失格者が多数生じた案件が見受けられた。これは、市が採用している最低制限価格の設定の際に導入しているランダム係数の結果により生じた状況であり、結果としてやむを得ないということは確認した。

しかしながら、金額に大差がない場合においても、ランダム係数しだいで当落が決定される最低制限価格制度については、入札参加業者の受注意欲が低下しないか懸念するところである。

市としては、予定価格及び最低制限価格の漏洩防止や、談合阻止対策等現在の入札制度上やむを得ないとしているが、よりよい制度検討を求めた。

(4) 総合評価落札方式について

- ・平成 30 年度 第 2 回 質疑案件①

総合評価落札方式の変更・試行が行われていたようなので、変更方法をどう評価しているか説明を求めた。

本来、総合評価落札方式は、「技術力と入札価格を一体として評価する」ものであり、「最低制限価格制度は総合評価の性質上適用できない」と国等からの通知があったため、新制度を導入したことを確認した。

これにより、高得点でありながら最低制限価格による「失格」となっていた業者も評価値が低減するのみとなり、本来の総合評価落札方式の趣旨に即した、より良い制度へと改善しつつあると評価する。

(5) 設計、積算について（応札額との乖離）

- ・平成 29 年度 第 1 回 布津桜苑屋根防水補修工事 外 2 件

失格が 15 者中 8 者、9 者となったケースが見受けられたため、説明を求めた。

建築工事の場合は、単価の採用方法が様々であるため、公表方法を工夫するよう提言を行ったところである。

なお、現在は、建築工事における積算単価の採用情報の公表方法について統一を図り、入札参加者との積算乖離防止に努めていることを確認した。

5. 前回提言（H29年3月）に対する改善状況

1. 設計違算の再発防止について

設計違算により入札無効とした事態の後、チェック体制の強化や、設計違算に関する事務取扱要領を整備し、設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるなどの対策が講じられているが、本来、違算が発生しないことが重要であり、時間的余裕をもって慎重に事務に従事し、再発防止に努めること。

（改善状況）

起工する際には設計者、積算者、検算者について、各部署において役割分担を工夫した上で相互チェックを行い、併せて、管財契約課においても設計図書及び参考資料の精査と確認を行うなど違算防止に努めている。

また、入札日程についても概ね定期化しているため、発注担当課における事務手続きが適切なものへ改善されつつあるものと思われる。

2. 設計積算時の見積徴取について

機械器具及び電気設備等の見積徴取を行う場合は、官製談合等の疑念を持たれないよう、適切に書類を調えること。また、各業者の参加意欲に繋がる見積徴取方法、官積と民積の乖離が生じない見積り単価の設定並びに単価公表の方法を工夫すること。

（改善状況）

これまで、不落の要因のひとつとなっていた「官民の積算金額の乖離」については、新たに「公共建築工事（建築・電気・機械）における積算情報の公表について」を定めるなど、官積と民積の乖離が生じない見積り単価の設定並びに単価公表の手法を定め、不落防止対策に取り組んでいる。

3. コンサルタント業務の最低制限価格の導入について

コンサルタント業務については、公共工事の品質確保の観点から、質の高い成果品が求められており、契約内容に適合した履行を確保するため、著しい低価格による受注の未然防止対策として、最低制限価格制度の導入を検討すること。

（改善状況）

コンサルタント業務については、最低制限価格を設定していなかったが、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、平成29年4月から設計金額の75%を最低制限価格とするよう定めた。

6. 提言

1. 適正な競争性の確保について

入札参加者が固定すると、競争が制限、阻害されることに繋がる恐れがあることから、制限付き一般競争入札において、入札参加者が少ない工種については、参加条件について検討すること。また、指名競争入札においては、可能な限り入札辞退者がでないよう発注時期の平準化を図るとともに、入札参加者が固定されている工種、業務等については、市外業者も含めた指名選定について検討すること。

2. 最低制限価格制度の再考について

この制度は1円でも最低制限価格を下回ると失格になってしまう制度のため、最低制限価格付近での応札者は、受注意欲は高いものの、最低制限価格のランダム係数の影響を大きく受け、結果として、全者失格や1者のみ高落札率での落札となった案件がある。このことを踏まえ、ランダム係数も含めた最低制限価格制度について再考すること。

3. 応札金額の差が大きい入札結果の解消について

落札者以外は全て失格、予定価格の範囲内に1者のみ、超過及び失格のみの場合など、応札者間で金額の差が大きい案件が見受けられた。

前回提言した「官民の積算金額の乖離」の防止については改善に取り組まれているものの、未だに続くこれらの結果の原因についてさらに検証し改善策を検討すること。

平成31年3月22日

南島原市入札監視委員会

委員長 梅本 義信

委員 中村 良治

委員 本田 博徳

委員 岩本 公明